

薩摩川内市少子化対策・子育て支援
戦略実行方針
【令和7～11年度】

令和8年3月（改定）

薩 摩 川 内 市

目次

第1章 戦略実行方針の策定にあたって	1
第1節 戦略実行方針の位置付け	1
第2節 期間	1
第2章 施策展開	1
第1節 施策の方針・体系	1
1 施策の方針	1
2 施策の体系	1
第2節 施策展開	2
1 地域の実情に応じた少子化対策	2
2 働き方改革	2
3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり	3
4 ライフステージ別対策	5
5 多様な子育て環境への支援	9
第3節 少子化対策・子育て支援の加速化	10
1 ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	10
2 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	11
3 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための事業	12
4 共働き・共育での推進	14
5 移住支援事業の推進	14
第3章 施策マネジメント	14
第1節 推進体制	14
1 戦略推進本部	14
2 本部会議	14
第2節 財源対策	14
1 予算計上	14
2 財源活用	15

※課所名は計画改定時の内容を記載

第1章 戦略実行方針の策定にあたって

第1節 戦略実行方針の位置付け

本戦略実行方針は、「第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画」を上位計画に位置づけ、また、社会全体として少子化対策・子育て支援に取り組むための「薩摩川内市少子化対策・子育て支援基本条例」、本市のこども・若者、子育て施策を総合的に推進する「薩摩川内市こども計画」、産業人材確保、移住定住、空き家対策を総合的に推進する「薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略実行計画」、次の世代のために本市の将来の可能性を最大限に引き出すための施策を取りまとめた「薩摩川内スマイルアクション50」との整合性を持たせ、今後の少子化対策及び子育て支援施策を総合的に推進する。

第2節 期間

本戦略実行方針の期間は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの5年間とする。なお、内容については必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 施策展開

第1節 施策の方針・体系

1 施策の方針

少子化対策・子育て支援の推進に当たっては、「第3次薩摩川内市総合計画基本構想」「第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画」「薩摩川内市こども計画」「薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略実行計画」、並びに「薩摩川内スマイルアクション50」（以下「SA50」という。）との連動性を保ちながら、要因となっている若年女性の減少、若者世代の本市外への流出の抑制、さらには教育環境や定住支援、働く場の充実など、子育て支援、地域振興を同時並行に進める必要がある。特に、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフステージにおける切れ目のない支援を展開するとともに子育て支援関連を重点施策とし、子育て世代の負担の軽減を柱に、時代に即した子育てしやすい環境整備に取り組むものとする。

本戦略実行方針の目指すべき将来像は、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現」、「次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会の実現」とする。

2 施策の体系

	施策展開		具体的な取組
1	地域の実情に応じた少子化対策	⇒	(1) 定住促進事業 (2) 移住促進支援事業 (3) 雇用対策事業
2	働き方改革	⇒	・ 女性活躍推進事業
3	結婚、妊娠・出産、子育てに 温かい社会づくり	⇒	(1) 妊産婦・乳幼児支援強化事業 (2) ファミリー・サポート・センター事業 (3) 育児リフレッシュ事業 (4) 地域子ども・子育て支援事業 (5) 子育て世帯生活支援事業 (6) 児童手当支給事業 (7) 子ども医療費給付事業 (8) 国民健康保険税軽減事業 (9) 国民年金保険料免除事業 (10) 公園管理事業

			(11) 公園施設長寿命化事業 (12) 交通安全対策事業 (13) 子どものイベント事業
4	ライフステージ別対策	⇒	(1) 出会い・結婚 (2) 妊娠・出産 (3) 保育園・幼稚園・認定こども園 (4) 小学校・中学校、義務教育学校 (5) 高校・大学等
5	多様な子育て環境への支援	⇒	(1) 女性・家庭・児童相談事業 (2) 障害児通所支援事業 (3) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業 (4) 特別保育対策促進補助金交付事業 (5) 母子福祉対策事業 (6) ひとり親家庭等医療費助成事業 (7) 児童扶養手当支給事業 (8) 離島地域子ども通院費等助成事業

※ 令和8年4月の組織・機構見直しにより、これまですこやかふれあいプラザで行っていた母子保健に関する事務の一部を本庁でも受付出来るようにするとともに、妊産婦や子育て世帯などの相談体制を拡充し、関係課と連携して支援を行う。

第2節 施策展開

1 地域の実情に応じた少子化対策

(1) 定住促進事業【産業人材確保・移住定住戦略室】

本市への移住定住を促進し定着を図るため、転入者の定住用住宅の取得またはリフォーム等に対して支援を行い、さらに子育て世帯には、子育て加算分を加え支援を行う。

- 定住住宅取得補助金
- 定住住宅リフォーム補助金
- 新幹線通勤・通学定期購入補助金

(2) 移住促進支援事業【産業人材確保・移住定住戦略室】

若者の地方移住に対する支援を強化するため、東京圏からの移住者に対し、移住支援金のほか、就職活動に係る交通費及び移転費の支援を行う。

- かごしまU I J ターン移住支援金
- 地方就職支援金

(3) 雇用対策事業【産業人材確保・移住定住戦略室】

若者の市外流出の抑制及び移住促進を図るとともに、人手不足対策を強化し、市内中小企業等の経営安定化を支援する。

- 中高生ふるさと就職奨励金
- 奨学金返還支援補助金
- U I J ターン者家賃等補助金

2 働き方改革

・ 女性活躍推進事業【コミュニティ課】

男女がともに仕事と生活の両立を実現できる働きやすい職場の環境整備に努めるため、

セミナーの実施や女性活躍推進認定企業募集及び認定を行う。

女性活躍推進につながる働くことを望む女性のスキルアップを目的に人材育成セミナーを実施する。

- セミナーの実施
- 女性活躍推進企業の認定
- 女性活躍推進協議会の開催
- 女性のデジタル人材育成事業

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり

(1) 妊産婦・乳幼児支援強化事業【市民健康課】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み、育児不安に円滑に対応するため、専門職が各種母子保健事業を実施し、切れ目のない支援を行う。

- なないろ相談室事業（子育てポータルサイト、母子手帳アプリの管理）

(2) ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】

育児や家事について、おねがい会員とまかせて会員との会員同士の助け合い（相互援助活動）を行う会員組織を支援する。

- ファミリー・サポート・センター事業

(3) 育児リフレッシュ事業【子育て支援課】

未就園児と母親の親子リフレッシュ体操など交流の場を提供し、講演会等も実施して子育ての不安の軽減を図る。

- 育児リフレッシュ事業

(4) 地域子ども・子育て支援事業【子育て支援課】

子育て世帯の多様化する保育需要に応じた様々な保育サービス等を提供する。

- 病児保育事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
 - ・子育てカレンダーのWeb移行事業（※ゼロ予算事業）
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- 実費徴収補足給付事業

(5) 子育て世帯生活支援事業【子育て支援課・コミュニティ課・企画政策課】

① 授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、より良い子育て環境を提供する。

- 赤ちゃんの駅事業
- 赤ちゃんの駅設置促進事業

② 中高校生の保護者に対し、通学定期券購入費補助金を給付し、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。

- 通学定期券等購入補助金

③ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり気運醸成を図る。

- 共働き・共育て応援事業

- ④ ベビーカー利用者が安心して利用できる駐車スペースを新たに整備し、より良い子育て環境を提供する。
●子育て応援駐車場整備促進事業
- (6) 児童手当支給事業【子育て支援課】
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者に児童手当を支給する。
●児童手当支給事業
- (7) 子ども医療費給付事業【子育て支援課】
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費に係る保険診療分の窓口負担金を無償化（現物給付）する。
●子ども医療費給付事業
- (8) 国民健康保険税軽減事業【保険年金課】
① 未就学児に係る国保税均等割分を5割軽減する。
●未就学児均等割保険税負担金繰出金事業
② 産前産後期間相当分（単胎：4か月、多胎：6か月）の所得割額と均等割額を軽減する。
●産前産後保険税繰出金事業
- (9) 国民年金保険料免除事業【保険年金課】
産前産後期間相当分（単胎：4か月、多胎：6か月）に引き続く9か月（1歳まで）の保険料を申請に基づき免除する。
※ 令和8年9月30日までは、産前産後期間相当分が免除対象期間
●国民年金保険料免除事業（※ゼロ予算事業）
- (10) 公園管理事業【都市整備課】
公園等の適正な維持管理及び計画的な施設の修繕・更新を行う。（都市公園40公園、普通公園157公園、その他公園37公園、個別条例公園7公園）
●公園等の維持管理事業
●公園施設の修繕・更新等事業
- (11) 公園施設長寿命化事業【都市整備課】
公園施設長寿命化計画に基づき、公園利用者の安全・安心の確保及び利用者促進を図るために遊具等を更新する。
●都市公園の遊具等の更新事業
- (12) 交通安全対策事業【道路河川課】
防護柵、区画線、道路反射鏡、カラー舗装等の交通安全施設の設置や通学路等における安全対策を実施する。
●通学路の交通安全施設整備事業（路側帯のグリーン化等）
●キッズ・ゾーン整備事業
- (13) 子どものイベント事業【少年自然の家・産業戦略課・中央図書館・文化スポーツ課】

子ども向けのイベントを行い、子どもの笑顔・楽しみが増える事業を行う。

- こどもの日フェスタ事業
- 親子スマイルバスツアー事業
- 中央図書館移動図書館車購入事業
- 恐竜化石活用事業

4 ライフステージ別対策

(1) 出会い・結婚

・ 出会い・結婚支援事業【コミュニティ課】

結婚を希望する人が結婚できるよう、出会いの場の提供を行うとともに、結婚新生活に伴う経済的負担の軽減を図る。

- 婚活支援事業補助金
- 結婚新生活支援補助金
- 出会い応援事業

(2) 妊娠・出産

① 母子保健医療費等助成事業【市民健康課】

不妊治療を受けている夫婦の治療に要する費用、不育治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

入院を必要とする未熟児に対し、医療の給付を行う。

- 不妊治療費等助成事業（コウノトリ支援事業）
- 不育治療費等助成事業
- 未熟児養育医療給付事業

② 妊産婦支援給付金事業【市民健康課】

妊娠届出をした妊婦及び出産した産婦に対し、出産の経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給し、身近で相談に応じて必要な支援につなげる。

- 妊産婦支援給付金事業
- 妊婦等包括相談支援事業

③ 母と子の健康診査事業【市民健康課】

母子健康手帳交付により、個々の状況把握による支援と必要な情報提供を行うとともに、妊娠中、産後、出生児の病気の予防、早期発見のための健康診査や発達相談を実施する。

ハイリスク妊婦や産科のない甌島圏域在住の妊産婦の健康診査受診及び旅費、宿泊費等を助成する。また、低所得の妊婦に対し、初回の産科受診費用を助成する。

- 母子健康手帳交付事業
- 妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査
- 妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業
- 甌地域妊婦健康診査旅費助成事業（こしき子宝支援事業）
- 新生児聴覚検査助成事業
- 乳幼児健康診査
- 発達相談
- 低所得妊婦初回産科受診料支援事業

④ 妊産婦・乳幼児支援強化事業【市民健康課】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み、育児不安に円滑に対応するため、専門職が各種母子保健事業を実施し、切れ目のない支援を行う。

- なないろ相談室事業（プレパパママ教室、母親教室、マタニティヨガ教室、電話相談、なないろ相談、なごみの時間、家庭訪問）
- 母子保健推進員活動
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 産婦、新生児訪問指導
- 母子相談、電話相談、家庭訪問、歯科離乳食相談、離乳食相談
- 親子教室
- 離乳食教室
- 短期入所型産後ケア事業
- 産後ケア応援券事業
- 養育支援訪問事業
- 産後ケア推進事業
- 産後ケア交通費支援事業
- 医療相談アプリ事業

⑤ **感染症等予防事業【市民健康課】**

生後2か月から定期予防接種（全額公費負担）または任意予防接種（一部公費負担）を行う。

- 定期予防接種
- おたふくかぜワクチン接種補助事業
- インフルエンザワクチン接種補助事業
- 風しんワクチン接種補助事業

⑥ **子育て応援券支給事業【子育て支援課】**

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、出生時に市内登録店舗で使用できる子育て応援券（商品券）を支給する。

- 子育て応援券支給事業

(3) **保育園・幼稚園・認定こども園**

① **児童福祉管理運営事業【子育て支援課】**

- 官民連携による子育て応援ガイドの作成（※ゼロ予算事業）

② **認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業【子育て支援課】**

多子世帯の保育料軽減制度を認可外保育施設にも拡充し、子育て世帯の負担軽減を図る。

- 認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業

③ **児童福祉施設整備事業【子育て支援課】**

待機児童の解消等を図るため、児童福祉施設の整備を促進する。

- 保育所等整備事業
- 病児保育等体制整備促進事業
- 次世代育成支援対策施設整備事業

④ **利用者支援事業【子育て支援課】**

教育・保育施設の利用や地域の子育て支援事業の利用を円滑にサポートする。

●利用者支援事業

⑤ 保育対策総合支援事業【子育て支援課】

保育人材の確保等に必要な措置を講じ、待機児童の解消及び子どもを安心して育てることができる環境整備を図る。

- ICT化推進事業
- 保育体制強化事業
- 保育補助者雇上強化事業
- 医療的ケア児保育支援事業
- 放課後児童クラブ巡回アドバイザー事業

⑥ 保育所運営事業【子育て支援課】

保護者の労働、疾病等の理由により昼間家庭内での保育に欠ける乳幼児を保護者の委託を受け養護し、保育する。

- 保育所運営費
- 保育士等人材バンク事業（※ゼロ予算事業）

⑦ へき地保育所運営事業【子育て支援課】

甌島圏域において、保護者の労働、疾病等の理由により昼間家庭内での保育に欠ける乳幼児を保護者の委託を受け養護し、保育する。

- へき地保育所運営事業

⑧ 施設等利用給付事業【子育て支援課】

保護者の労働、疾病等の理由により昼間家庭内での保育に欠ける乳幼児について、子ども・子育て支援施設等を利用した際の利用料を補助する。

- 施設等利用給付事業

⑨ 乳児等支援給付事業【子育て支援課】

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件を問わず時間単位（10時間／月上限）で保育所等を利用した際の利用料を給付する。

- 乳児等支援給付事業

⑩ 学校給食費補助事業【教育総務課】

幼稚園・中学校の学校給食食材の価格高騰による食材費上昇分を支援し、学校給食費の保護者の負担軽減を図る。

- 学校給食費補助事業

⑪ 幼稚園扶助事業【学校教育課】

「幼児教育・保育の無償化」の制度が始まり、市立幼稚園児が激減したため、薩摩川内市幼稚園適正規模等基本方針を見直し、教育課程外の教育活動と位置付ける一時預かり事業を実施する。

- 一時預かり事業

⑫ こどもの木育推進事業（森林環境譲与税事業）【耕地林務水産課】

木材の利用と森林を守り育てる気持ちを育てる「木育」を推進するため、保育園等・

小学校を対象として、地域産材で制作した木製品の進呈や森林の持つ役割等の学習を支援する。

- こどもの木育推進事業

(4) 小学校・中学校、義務教育学校

① 学校トイレ洋式化事業【教育総務課】

市内公立小中学校のトイレを和式から洋式に改修する。

- 学校トイレ洋式化事業

② 特別教室空調設備設置事業【教育総務課】

市内公立小中学校の特別教室に空調設備を設置する。

- 特別教室空調設備設置事業

③ 学校給食費補助事業【教育総務課】※再掲

幼稚園・中学校の学校給食食材の価格高騰による食材費上昇分を支援し、学校給食費の保護者の負担軽減を図る。

- 学校給食費補助事業

④ 小学校給食費無償化事業【教育総務課】

小学校児童分の学校給食の食材費を支援し、学校給食費の抜本的な保護者の負担軽減（いわゆる給食無償化）を図る。

- 小学校給食費無償化事業

⑤ 小中学校扶助事業【学校教育課】

経済的理由等により就学困難と認められる小中学生の保護者に対して、学用品費・通学用品費等の援助を行うことにより、義務教育を円滑に実施する。

- 就学援助費（学用品費・通学用品費等の給付）

⑥ 教育指導事業【学校教育課】

生徒の学習教材や家庭への配布物の印刷、授業準備等の教職員を補助する業務、教室内の換気や消毒等の感染症対策、その他、学校教育課活動の充実や業務改善上、校長が必要であると認めた支援業務を行う。

- 学校校務支援員配置事業

⑦ 放課後児童健全育成事業【子育て支援課】

放課後児童クラブの安定的運営を図るため、運営に係る経費を補助する。

- 放課後児童クラブの運営に係る補助金

- ・放課後児童クラブ運営補助金
- ・放課後児童クラブ障害児受入推進事業補助金
- ・放課後児童クラブ送迎支援事業補助金
- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金
- ・放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金
- ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）補助金
- ・放課後児童クラブにおけるICT化推進事業補助金

- 放課後児童クラブの施設整備に係る補助金

- ・放課後児童クラブ施設整備補助金
- 放課後児童クラブ運営補助金（市単独分）
- ・小規模放課後児童クラブ（19人以下）支援事業補助金
- ・放課後児童クラブ運営臨時支援事業補助金

⑧ **思春期保健事業【市民健康課】**

小中学生を対象に、「いのちの教育」を実施する。

- カンガルー事業
- 思春期教育事業

⑨ **こどもの木育推進事業（森林環境譲与税事業）【耕地林務水産課】※再掲**

木材の利用と森林を守り育てる気持ちを育てる「木育」を推進するため、保育園等・小学校を対象として、地域産材で制作した木製品の進呈や森林の持つ役割等の学習を支援する。

- こどもの木育推進事業

5) **高校・大学等**

① **奨学育英事業【学校教育課】**

市内の中学校を卒業し、市内に生活の本拠を有する方で、向学心が強く学業が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難である者に対し、特別奨学金を支給する。

- 特別奨学資金給付

② **離島高校生修学支援事業【学校教育課】**

甌島圏域の自宅を離れ、本土等の高等学校等へ修学する高校生の保護者の経済的負担の軽減を図るため、民間アパート家賃や下宿費、帰省に要する交通費等の経費の一部を支援する。

- 修学支援費

③ **ふるさと教育応援事業【産業人材確保・移住定住戦略室】**

次代の産業人材を輩出する市内の高等学校及び大学等の学生の教育環境の充実を目的とし、ふるさと納税の仕組みを使い寄附を募り、その寄附額を原資とした支援を各高等学校等に行う。

- ふるさと教育応援事業

5 **多様な子育て環境への支援**

(1) **女性・家庭・児童相談事業【社会福祉課】**

【児童相談】

虐待等の養育相談、不登校及び障害・育成相談等について相談員が対応し、ケースへの助言、関係機関へ繋ぐなどの支援を行う。また児童虐待については、児童相談所・警察等と連携し児童を保護するなどの支援を行う。

【女性相談】

DV・離婚問題、生活困窮等の家庭問題全般の相談について対応し、ケースへの助言、関係機関へ繋ぐなどの支援を行う。またDVケースについては警察等の関係機関と連携し、ケースの安全確保などの支援を行う。

- 女性・家庭・児童相談事業

(2) **障害児通所支援事業【障害福祉課】**

対象児童の通所支援や児童の支援者に対する訪問等により、障害児の発育・発達及び自立・社会参加を支援する。

- 児童発達支援事業
- 放課後等デイサービス事業
- 保育所等訪問支援事業
- 児童発達支援センター機能強化事業
- 巡回支援専門員整備事業
- 医療的ケア児等総合支援事業
- 甌島区域療育支援事業

(3) **小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業【障害福祉課】**

小児慢性特定疾病児等に対し、日常生活用具及び補聴器給付の助成を行う。

- 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
- 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業

(4) **特別保育対策促進補助金交付事業【子育て支援課】**

障害児保育を実施する施設に対し、事業費の一部を補助する。

市内保育所等に常勤保育士等として新たに就職した者に対し、就職支援金を交付する。

- 障害児保育事業
- 保育士就職支援事業

(5) **母子福祉対策事業【子育て支援課】**

母子家庭の母又は父子家庭の父に、自立支援教育訓練給付金または高等職業訓練促進給付金を給付し、母子世帯及び父子世帯の生活の安定、自立の促進を図る。

- 自立支援教育訓練給付金事業
- 高等職業訓練促進給付金等事業（高等職業訓練修了支援給付金）

(6) **ひとり親家庭等医療費助成事業【子育て支援課】**

母子、父子世帯及び父母のいない児童を養育している家庭の医療費を助成する。

- ひとり親家庭等医療費助成事業

(7) **児童扶養手当支給事業【子育て支援課】**

父母の離婚等により母または父、父母に代わり児童を養育している者等に手当を支給し、児童の家庭の生活の安定を図る。

- 児童扶養手当支給事業

(8) **離島地域子ども通院費等助成事業【子育て支援課】**

甌島圏域に住所を有し、島外の医療機関等へ通院等をせざるを得ない子どもとその付添者に係る経済的負担の軽減を図るため、通院等に要する交通・宿泊費を一部助成する。

- 離島地域子ども通院費等助成事業

第3節 少子化対策・子育て支援の加速化 **【新規】《拡充》(SA50)の事業**

1 ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

(1) 出会い・結婚支援事業【コミュニティ課】

結婚を希望する人が結婚できるよう、出会いの場の提供を行うとともに、結婚新生活に伴う経済的負担の軽減を図る。

- 出会い応援事業《R7 拡充》

(2) 母子保健医療費等助成事業【市民健康課】

不妊治療を受けている夫婦の治療に要する費用、不育治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。

- 不妊治療費等助成事業（コウノトリ支援事業）《R7、R8 拡充》
- 不育治療費等助成事業《R7、R8 拡充》

(3) 母と子の健康診査事業【市民健康課】

母子健康手帳交付により、個々の状況把握による支援と必要な情報提供を行うとともに、妊娠中、産後、出生児の病気の予防、早期発見のための健康診査や発達相談を実施する。

ハイリスク妊婦や産科のない甌島圏域在住の妊産婦の健康診査受診及び旅費、宿泊費等を助成する。また、低所得の妊婦に対し、初回の参加受診費用を助成する。

- 妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査《R8 拡充》
- 妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業【R8 新規】

(4) 甌島区域療育支援事業【障害福祉課】

甌島に居住する療育が必要な児童に、本土圏域の療育事業者が訪問する場合、サービス提供に対する報酬では不足する旅費分を事業所に助成し、利用者の負担軽減を図る。

- 甌島区域療育支援事業【R7 新規】

2 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊産婦・乳幼児支援強化事業【市民健康課】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み、育児不安に円滑に対応するため、専門職が各種母子保健事業を実施し、切れ目のない支援を行う。

- 医療相談アプリ事業【R7 新規】

(2) 感染症等予防事業【市民健康課】

生後2か月から定期予防接種（全額公費負担）または任意予防接種（一部公費 負担）を行う。

- 定期予防接種《R8 拡充》
- インフルエンザワクチン接種補助事業《R7 拡充》

(3) 幼稚園扶助事業【学校教育課】

「幼児教育・保育の無償化」の制度が始まり、市立幼稚園児が激減したため、薩摩川内市幼稚園適正規模等基本方針を見直し、教育課程外の教育活動と位置付ける一時預かり事業を実施する。

- 一時預かり事業《R8 拡充》

(4) 小学校給食費無償化事業【教育総務課】

小学校児童分の学校給食の食材費を支援し、学校給食費の抜本的な保護者の負担軽減（いわゆる給食無償化）を図る。

●小学校給食費無償化事業【R8 新規】

(5) 思春期保健事業【市民健康課】

小中学生を対象に、「いのちの教育」を実施する。

●思春期教育事業《R7 拡充》

(6) 子ども医療費給付事業【子育て支援課】(SA50)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費に係る保険診療分の窓口負担金を無償化(現物給付)する。

●子ども医療費給付事業《R7 拡充》

(7) 保育対策総合支援事業【子育て支援課】

保育人材の確保等に必要な措置を講じ、待機児童の解消及び子どもを安心して育てることができる環境整備を図る。

●医療的ケア児保育支援事業【R8 新規】

●放課後児童クラブ巡回アドバイザー事業【R8 新規】

(8) 乳児等支援給付事業【子育て支援課】

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件を問わず時間単位(10時間/月上限)で保育所等を利用した際の利用料を給付する。

●乳児等支援給付事業【R8 新規】

3 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための事業

(1) 特別保育対策促進補助金交付事業【子育て支援課】

市内保育所等に常勤保育士等として新たに就職した者に対し、就職支援金を交付する。

●保育士就職支援事業《R7 拡充》

(2) ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】

育児や家事について、おねがい会員とまかせて会員との会員同士の助け合い(相互援助活動)を行う会員組織を支援する。

●ファミリー・サポート・センター事業《R8 拡充》

(3) 子育て世帯生活支援事業

① 授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、より良い子育て環境を提供する。【子育て支援課】

●赤ちゃんの駅事業《R8 拡充》

●赤ちゃんの駅設置促進事業【R7 新規】

② ベビーカー利用者が安心して利用できる駐車スペースを新たに整備し、より良い子育て環境を提供する。【企画政策課】

●子育て応援駐車場整備促進事業【R8 新規】

(4) 国民年金保険料免除事業【保険年金課】

産前産後期間相当分(単胎:4か月、多胎:6か月)に引き続く9か月(1歳まで)の保険料を申請に基づき免除する。

※ 令和8年9月30日までは、産前産後期間相当分が免除対象期間

●国民年金保険料免除事業(※ゼロ予算事業)《R8 拡充》

- (5) **公園管理事業【都市整備課】**
 公園等の適正な維持管理及び計画的な施設の修繕・更新を行う。(都市公園40公園、普通公園157公園、その他公園37公園、個別条例公園7公園)
 ●公園等の維持管理事業《R7、R8 拡充》
 ●公園施設の修繕・更新等事業《R7、R8 拡充》
- (6) **公園施設長寿命化事業【都市整備課】**
 公園施設長寿命化計画に基づき、公園利用者の安全・安心の確保及び利用者促進を図るために遊具等を更新する。
 ●都市公園の遊具等の更新事業《R7、R8 拡充》
- (7) **子どものイベント事業 (SA50)**
 子ども向けのイベントを行い、子どもの笑顔・楽しみが増える事業を行う。
 ●こどもの日フェスタ事業《R7 拡充》【少年自然の家】
 ●親子スマイルバスツアー事業【R7 新規】(5つの現場視察)【産業戦略課】
 ●中央図書館移動図書館車購入事業【R8 新規】【中央図書館】
 ●恐竜化石活用事業【文化スポーツ課】
- (8) **小学校特認校事業【学校教育課】(SA50)**
 ●小学校特認校制度事業【R7 新規】
- (9) **ふるさと教育応援事業【産業人材確保・移住定住戦略室】**
 次代の産業人材を輩出する市内の高等学校及び大学等の学生の教育環境の充実を目的とし、ふるさと納税の仕組みを使い寄附を募り、その寄附額を原資とした支援を各高等学校等に行う。
 ●ふるさと教育応援事業【R7 新規】
- (10) **遊具整備事業【各施設所管課、都市整備課】(SA50)**
 ・子どもが屋外で遊べる遊具を公園等に整備する。
 ・子どもが室内で遊べる場所を既存の公共施設内等に整備する。
 ●屋外遊具整備事業《R7、R8 拡充》
 ●屋内遊具整備事業【R7 新規】《R8 拡充》
- (11) **交通安全対策事業【道路河川課】(SA50)**
 防護柵、区画線、道路反射鏡、カラー舗装等の交通安全施設の設置や通学路等における安全対策を実施する。
 ●通学路の交通安全施設整備事業(路側帯のグリーン化等)《R7 拡充》
 ●キッズ・ゾーン整備事業《R7 拡充》
- (12) **こどもの木育推進事業【耕地林務水産課】(SA50)**
 木材の利用と森林を守り育てる気持ちを育てる「木育」を推進するため、保育園等・小学校を対象として、木(木製品)とふれあい、木のぬくもりなどを感じてもらう機会を提供する。
 ●こどもの木育推進事業【R7 新規】《R8 拡充》

- (13) 薩摩川内大使子ども交流事業【観光物産課】(SA50)
観光大使、スポーツ大使と子どもの交流事業を推進する。
●薩摩川内大使子ども交流事業【R7 新規】
- (14) 子ども多文化共生事業【産業戦略課】(SA50)
多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、多文化共生に関わる事業を推進する。
●子ども多文化共生事業【R7 新規】

4 共働き・共育ての推進

- (1) 女性活躍推進事業【コミュニティ課】(SA50)
女性活躍推進につながる働くことを望む女性のスキルアップを目的に人材育成セミナーを実施する。
●女性のデジタル人材育成事業《R7 拡充》
- (2) 子育て世帯生活支援事業【コミュニティ課】(SA50)
結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり気運醸成事業として、男性の休暇取得や家事・育児への参画を促進する気運を醸成するための取組として、企業向け、働く若い世代向けのセミナーやイベントを実施する。
●共働き・共育て応援事業《R7 拡充》

5 移住支援事業の推進

- ・ 移住促進支援事業【産業人材確保・移住定住戦略室】
若者の地方移住に対する支援を強化するため、東京圏からの移住者に対し、移住支援金のほか、就職活動に係る交通費及び移転費の支援を行う。
●地方就職支援金《R8 拡充》

第3章 施策マネジメント

第1節 推進体制

1 戦略推進本部

少子化対策・子育て支援は全庁をあげて取り組むべき課題であり、各部局間での情報交換や連携により、各事業や施策を効率的かつ効果的に推進する必要があることから、令和6年8月20日に設置した「少子化対策・子育て支援戦略推進本部」を中心に、集中的かつ横断的に施策を実施する。

なお、関連事業の調整及び進捗管理を行うために、未来政策部企画政策課に事務局を置く。

2 本部会議

各事業の施策の推進に当たり重要事項については本部会議において協議、審議、決定する。

第2節 財源対策

1 予算計上

少子化対策・子育て支援の施策の推進に必要な予算編成に当たっては、国県補助事業を積極的に活用するとともに、既存事業については、効果や成果を検証し、スクラップアン

ドビルドなど事業見直しによる経費の削減、優先度の高い事業への財源の重点配分などにより事業の重点化を図り、計画的な施策展開を図るものとする。

2 財源活用

本戦略実行方針の施策展開に当たっては、中長期にわたる事業の継続実施を確保するために、ふるさと納税、電源立地地域対策交付金、使用済核燃料税、森林環境譲与税等の財源を最大限有効活用した施策の展開を図る。